

記者発表資料

平成29年6月1日(木)

問い合わせ先

【条例議案】総務部法務・コンプライアンス課

電話：829-1084 内線：2318

【予算議案】財政部財政課

電話：829-1153 内線：2513

平成29年さいたま市議会6月定例会提出予定議案一覧

(平成29年6月7日 開会予定)

平成29年6月1日現在

議案番号	件名	備考
110	専決処分の報告及び承認を求めることについて(さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について)	消防団活躍室
111	専決処分の報告及び承認を求めることについて(さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について)	税制課
112	専決処分の報告及び承認を求めることについて(さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	国民健康保険課
113	平成29年度さいたま市一般会計補正予算(第2号)	財政課
114	平成29年度さいたま市一般会計補正予算(第3号)	財政課
115	平成29年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	財政課
116	平成29年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	財政課
117	平成29年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	財政課
118	さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について	区政推進部
119	さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について	職員課
120	さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について	税制課
121	さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について	教職員人事課
122	さいたま市立学校設置条例及びさいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について	学事課
123	さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を廃止する条例の制定について	教職員人事課
124	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援政策課
125	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	国民健康保険課
126	財産の取得について(さいたま市緑区美園3丁目1番ほか1筆)	浦和東部まちづくり事務所
127	議決事項の一部変更について(指定管理者の指定(さいたま市浦和西体育館))	スポーツ振興課
128	指定管理者の指定について(さいたま市浦和西体育館)	スポーツ振興課
129	市道路線の認定について	土木総務課
130	市道路線の廃止について	土木総務課

1 3 1	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 課
1 3 2	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 課
1 3 3	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 課

平成29年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計24件（専決処分報告議案3件・予算議案5件・条例議案8件・一般議案3件・道路議案2件・人事議案3件）

《専決処分報告議案》

議案第110号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・消防局総務部消防総務課消防団活躍推進室）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、緊急にさいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたため、平成29年3月30日付けをもって専決処分したものを。

（内容）

- ・ 補償基礎額の加算額及び加算対象区分の改正

改正後の条例第5条第3項における号	区分	改正前		改正後		
		加算額	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	加算額	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）
第1号	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	433円	—	333円	—	—
第2号	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	217円	367円	267円	333円	—
第3号	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	217円	367円	217円	—	300円
第4号	60歳以上の父母及び祖父母					
第5号	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹					
第6号	重度心身障害者					

（施行期日） 平成29年4月1日

議案第111号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、緊急にさいたま市市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、

平成29年3月31日付けをもって専決処分したもの。

(内容)

・ 軽自動車税の賦課徴収の特例

- (1) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）に関する規定の適用を受ける軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等に基づき当該判断を行うこととするもの。
- (2) 偽りその他不正の手段によって国土交通大臣の認定等を受けた者が、当該国土交通大臣の認定等を取り消されたことにより納付すべき軽自動車税の額に不足額が生じた場合には、その者が当該不足額に係る納税義務を負うこととするもの。
- (3) (2)の場合、納付すべき軽自動車税の額は、不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(施行期日) 平成29年4月1日

議案第112号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急にさいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、平成29年3月31日付けをもって専決処分したもの。

(内容)

- ・ 国民健康保険税の減額判定所得基準額の見直し
- ・ 国民健康保険税の均等割の減額について、5割及び2割の軽減の対象となる所得基準額を引き上げるもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

《予算議案》

議案第113号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

議案第114号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）

議案第115号 平成29年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第116号 平成29年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第117号 平成29年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

《条例議案》

議案第118号 さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民局区政推進部)

さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業及びさいたま都市計画事業岩槻南部新和西特定土地区画整理事業の換地処分の公告並びに町の区域を新たに画する旨の告示が行われ、平成29年2月18日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市区の設置等に関する条例の一部改正

- (1) 緑区の区域に「美園1丁目から美園6丁目まで」を加えるもの。
- (2) 岩槻区の区域に「美園東1丁目から美園東3丁目まで」を加えるもの。

2 さいたま市コミュニティ施設条例の一部改正

- ・ さいたま市美園コミュニティセンターの位置の表示を「大字下野田655番地」から「美園4丁目19番地1」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第119号 さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

雇用保険法の一部改正における失業等給付の給付内容等の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 延長給付の事由の追加

- ・ 所定給付日数等を超えて基本手当に相当する退職手当を支給することができる事由を加えるもの。

2 移転費相当の退職手当の支給対象の拡大

- ・ 移転費に相当する退職手当の支給対象に、職業紹介事業者等の紹介により就職するため、住所又は居所を変更する者を加えるもの。

(施行期日) 公布の日(適用は平成29年4月1日)(2については平成30年1月1日)

議案第120号 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う税源移譲

- (1) 個人市民税所得割の税率を6%から8%(県民税は4%から2%)に改めるもの。
- (2) 分離課税(退職所得の分離課税を除く。)に係る税率、税額控除の割合等についても(1)の税率の割合に合わせて改めるもの。

2 家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産等に係る固定資産税等の負担軽減措置

- ・ 次の表の中欄に掲げる対象資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その特例割合が条例委任されたことに伴い、同表の右欄の割合と規定するもの。

根拠規定	対象資産	特例割合
法第349条の3第28項	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	2分の1
法第349条の3第29項	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	2分の1
法第349条の3第30項	事業所内保育事業(利用定員が5人以下のものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産	2分の1
法附則第15条第44項	企業主導型保育事業に係る固定資産	2分の1
法附則第15条第45項	緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地	3分の2

3 配偶者控除の見直しに伴う規定の整備

- ・ 個人市民税における配偶者控除について納税者本人の所得制限が導入され、地方税法

において用語の意義が変更されたため、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるもの。

4 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長

- ・ 特例の対象となる軽自動車について、燃費基準の達成度を引き上げる等の重点化を行った上で、適用期限を2年間延長することとするもの。

5 その他所要の改正

- (1) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例等に関する所要の改正を行うもの。

- (2) 引用条項の整備等を行うもの。

(施行期日) 1については平成30年1月1日、2及び5については公布の日等、3については平成31年1月1日、4については平成30年4月1日

議案第121号 さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

雇用保険法の一部改正における失業等給付の給付内容等の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 教職員に係る失業者の退職手当について、さいたま市職員に係る失業者の退職手当と同様、延長給付の事由の追加及び移転費の支給対象の拡大について規定の整備を行うため、包括的にさいたま市職員の例によることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第122号 さいたま市立学校設置条例及びさいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部学事課)

さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業の換地処分公告及び町の区域を新たに画する旨の告示が行われ、平成29年2月18日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市立学校設置条例の一部改正

- ・ さいたま市立美園小学校の位置の表示を「大字大門4359番地」から「美園5丁目33番地」に改めるもの。

2 さいたま市図書館条例の一部改正

- ・ さいたま市立美園図書館の位置の表示を「大字下野田655番地」から「美園4丁目19番地1」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第123号 さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を廃止するもの。

(内容)

1 条例の廃止

- ・ さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会が所掌する事務を終えたため、条例を廃止するもの。

2 経過措置

- ・ 条例の廃止後においても、委員であった者に係る守秘義務については、なお従前の例によることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 2 4 号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 規定の整備

- ・ 「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改めるもの。

2 経過措置

- (1) 家庭支援専門相談員の要件について、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に従事した者は、児童心理治療施設において児童の指導に従事した者とみなすこととするもの。
- (2) 児童心理治療施設の長の要件について、情緒障害児短期治療施設の職員として勤務した者は、児童心理治療施設の職員として勤務した者とみなすこととするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 2 5 号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

所得税法等の一部を改正する法律における外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例
- ・ 個人市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。

(施行期日) 平成 3 0 年 1 月 1 日

《一般議案》

議案第 1 2 6 号 財産の取得について

(所管課所・都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所)

美園地区に公益的施設用地を取得するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 物件の表示

(1) 所在地 市内緑区美園3丁目1番ほか1筆

(2) 取得面積 4万728平方メートル

2 取得先

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

3 取得額

69億2,376万円

議案第127号 議決事項の一部変更について（指定管理者の指定（さいたま市浦和西体育館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

平成25年12月（11月繰上げ）議会において議決を得た指定管理者の指定について、さいたま市浦和西体育館の指定管理者の構成団体の変更に伴い、指定する期間を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- ・ 指定する期間の終了日を「平成30年3月31日」から「平成29年7月31日」に変更するもの。

議案第128号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和西体育館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市浦和西体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内桜区大字下大久保1676番地1

(2) 名称 さいたま市浦和西体育館

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内大宮区桜木町2丁目228番地1

(2) 名称 埼玉シミズ・レッズランド共同事業体

(3) 代表者 株式会社埼玉シミズ 代表取締役 清水 卓治

3 指定する期間

平成29年8月1日から平成30年3月31日まで

《道路議案》

議案第129号 市道路線の認定について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

(内容)

一般 0路線

開発 7路線 計7路線

議案第130号 市道路線の廃止について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

(内容)

一般	1 路線	
開発	1 路線	計 2 路線

《 人事議案 》

議案第 1 3 1 号～議案第 1 3 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

平成29年さいたま市議会6月定例会

補正予算議案の概要

- ・議案第 113号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）
- ・議案第 114号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第 115号 平成29年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 116号 平成29年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 117号 平成29年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

1 補正予算の特徴

1 健康・福祉の充実

(1) 保育人材を確保する取組を強化するため、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業に係る利用料金の貸付けを実施します。

① 特定教育・保育施設等運営事業(16,307千円)(P18)

(2) 不妊に悩む夫婦への支援のため、不妊治療支援事業の充実を図ります。

① 母子保健事業(地域保健支援課)(38,827千円)(P19)

(3) 産後うつ予防や、新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査を実施します。

① 母子保健健診事業(28,930千円)(P20)

2 教育の充実

(1) 老朽化した校舎の建替えに伴い、周辺の公共施設を複合化する与野本町小学校複合施設整備事業について、エレベーター棟や仮設校舎の設置等を行います。

① 小学校校舎増改築事業(121,976千円)【債務負担行為】(限度額385,927千円)(P22)

3 安全の強化

(1) 食品事業者が衛生管理の強化を図る新たな手法(HACCP)の普及を加速するため、講習会や現地指導等を行います。

① 食品衛生事業(食品・医薬品安全課)(1,139千円)(P20)

議案第 1 1 3 号（先議分）

- ・ 議案第 1 1 3 号 平成 2 9 年度さいたま市一般会計補正予算（第 2 号）

2 補正予算の概要（先議分）

（１） 総括表

（単位：千円）

会 計 名		補正前の額	補正額	合計
一 般 会 計		530,100,000	△ 172,270	529,927,730
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	133,645,000		133,645,000
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	22,057,000		22,057,000
	介 護 保 険 事 業	82,493,000		82,493,000
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	59,000		59,000
	食 肉 中 央 卸 売 市 場 及 び と 畜 場 事 業	357,000		357,000
	用 地 先 行 取 得 事 業	3,091,000		3,091,000
	大 宮 駅 西 口 都 市 改 造 事 業	2,255,000		2,255,000
	東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	1,898,000		1,898,000
	浦 和 東 部 第 一 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	2,763,000		2,763,000
	南 与 野 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	1,043,000		1,043,000
	指 扇 土 地 区 画 整 理 事 業	839,000		839,000
	江 川 土 地 区 画 整 理 事 業	417,000		417,000
	南 平 野 土 地 区 画 整 理 事 業	19,000		19,000
	大 門 下 野 田 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	226,000		226,000
	公 債 管 理	86,107,000		86,107,000
		計	337,269,000	
企 業 会 計	水 道 事 業	45,161,438		45,161,438
	病 院 事 業	22,734,245		22,734,245
	下 水 道 事 業	54,447,634		54,447,634
	計	122,343,317		122,343,317
合 計		989,712,317	△ 172,270	989,540,047

(2) 一般会計補正予算の概要

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 市 税	231,449,903		231,449,903
2 地 方 譲 与 税	2,809,001		2,809,001
3 利 子 割 交 付 金	164,000		164,000
4 配 当 割 交 付 金	1,280,000		1,280,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,292,000		1,292,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	284,000		284,000
7 道 府 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	30,371,000		30,371,000
8 地 方 消 費 税 交 付 金	18,761,000		18,761,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	71,000		71,000
10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	909,001		909,001
11 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,234,001		6,234,001
12 地 方 特 例 交 付 金	1,028,000		1,028,000
13 地 方 交 付 税	6,777,000		6,777,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	346,000		346,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金	3,966,867		3,966,867
16 使 用 料 及 び 手 数 料	8,542,045		8,542,045
17 国 庫 支 出 金	90,647,325		90,647,325
18 県 支 出 金	19,608,891		19,608,891
19 財 産 収 入	1,533,462		1,533,462
20 寄 附 金	224,001		224,001
21 繰 入 金	15,397,154	△ 43,070	15,354,084
22 繰 越 金	1		1
23 諸 収 入	29,766,048		29,766,048
24 市 債	58,638,300	△ 129,200	58,509,100
歳 入 合 計	530,100,000	△ 172,270	529,927,730

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 議 会 費	1,692,764		1,692,764
2 総 務 費	44,567,225		44,567,225
3 民 生 費	191,414,313		191,414,313
4 衛 生 費	36,946,883		36,946,883
5 労 働 費	397,926		397,926
6 農 林 水 産 業 費	1,732,430		1,732,430
7 商 工 費	15,490,834		15,490,834
8 土 木 費	75,971,267		75,971,267
9 消 防 費	17,120,953		17,120,953
10 教 育 費	94,148,850	△ 172,270	93,976,580
11 災 害 復 旧 費	5		5
12 公 債 費	50,416,550		50,416,550
13 予 備 費	200,000		200,000
歳 出 合 計	530,100,000	△ 172,270	529,927,730

(3) 事業の概要

一般会計

No.	局名	課所室名	事務事業名	ページ
1	教育委員会事務局	館岩少年自然の家	少年自然の家管理運営事業	9

一般会計(継続費)

No.	局名	課所室名	事業名	ページ
-	教育委員会事務局	館岩少年自然の家	赤城少年自然の家解体事業	9

事務事業名 少年自然の家管理運営事業			補正額																																																																	
局/部/課 教育委員会事務局/学校教育部/館岩少年自然の家			〔財源内訳〕																																																																	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/6目 少年自然の家費	予算書P. 17	24款 市債	△ 129,200																																																																
<事業の目的・内容> 豊かな自然環境の中で児童生徒の健全育成を図るため、館岩少年自然の家の維持管理業務を実施します。			- 一般財源	△ 43,070																																																																
<補正の目的・内容> 赤城少年自然の家解体事業の工事の遅延に伴い、継続費の期間を延長し、年割額の変更を行うものです。			補正前予算額	2,363,080																																																																
<主な事業>																																																																				
1 赤城少年自然の家解体事業 △ 172,270			<継続費の変更>																																																																	
自然の家館岩一本化事業により、赤城少年自然の家の解体工事を実施します。																																																																				
[参考] 事業スケジュール																																																																				
・平成28年6月～平成29年5月 石綿除去工事																																																																				
・平成29年7月～平成30年8月 解体工事																																																																				
・平成30年9月 土地(借地)の返却																																																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">赤城少年自然の家 解体事業</td> <td rowspan="2">28</td> <td>補正前</td> <td>72,189</td> <td>0</td> <td>54,100</td> <td>0</td> <td>18,089</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>72,189</td> <td>0</td> <td>54,100</td> <td>0</td> <td>18,089</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">29</td> <td>補正前</td> <td>370,845</td> <td>0</td> <td>278,100</td> <td>0</td> <td>92,745</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>198,575</td> <td>0</td> <td>148,900</td> <td>0</td> <td>49,675</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30</td> <td>補正前</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>172,270</td> <td>0</td> <td>129,200</td> <td>0</td> <td>43,070</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>補正前</td> <td>443,034</td> <td>0</td> <td>332,200</td> <td>0</td> <td>110,834</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>443,034</td> <td>0</td> <td>332,200</td> <td>0</td> <td>110,834</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	年度	年割額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	赤城少年自然の家 解体事業	28	補正前	72,189	0	54,100	0	18,089	補正後	72,189	0	54,100	0	18,089	29	補正前	370,845	0	278,100	0	92,745	補正後	198,575	0	148,900	0	49,675	30	補正前	-	-	-	-	-	補正後	172,270	0	129,200	0	43,070	計	補正前	443,034	0	332,200	0	110,834	補正後	443,034	0	332,200	0	110,834
事業名	年度	年割額	財源内訳																																																																	
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																																																														
赤城少年自然の家 解体事業	28	補正前	72,189	0	54,100	0	18,089																																																													
		補正後	72,189	0	54,100	0	18,089																																																													
	29	補正前	370,845	0	278,100	0	92,745																																																													
		補正後	198,575	0	148,900	0	49,675																																																													
30	補正前	-	-	-	-	-																																																														
	補正後	172,270	0	129,200	0	43,070																																																														
計	補正前	443,034	0	332,200	0	110,834																																																														
	補正後	443,034	0	332,200	0	110,834																																																														

議案第 1 1 4 ~ 1 1 7 号 (通常分)

- ・ 議案第 1 1 4 号 平成 2 9 年度さいたま市一般会計補正予算 (第 3 号)
- ・ 議案第 1 1 5 号 平成 2 9 年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 議案第 1 1 6 号 平成 2 9 年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 議案第 1 1 7 号 平成 2 9 年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

3 補正予算の概要（通常分）

（１） 総括表

（単位：千円）

会 計 名		補正前の額	補正額	合計
一 般 会 計		529,927,730	309,372	530,237,102
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	133,645,000	91,956	133,736,956
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	22,057,000	5,641	22,062,641
	介 護 保 険 事 業	82,493,000	536,231	83,029,231
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	59,000		59,000
	食 肉 中 央 卸 売 市 場 及 び と 畜 場 事 業	357,000		357,000
	用 地 先 行 取 得 事 業	3,091,000		3,091,000
	大 宮 駅 西 口 都 市 改 造 事 業	2,255,000		2,255,000
	東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	1,898,000		1,898,000
	浦 和 東 部 第 一 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	2,763,000		2,763,000
	南 与 野 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	1,043,000		1,043,000
	指 扇 土 地 区 画 整 理 事 業	839,000		839,000
	江 川 土 地 区 画 整 理 事 業	417,000		417,000
	南 平 野 土 地 区 画 整 理 事 業	19,000		19,000
	大 門 下 野 田 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	226,000		226,000
	公 債 管 理	86,107,000		86,107,000
		計	337,269,000	633,828
企 業 会 計	水 道 事 業	45,161,438		45,161,438
	病 院 事 業	22,734,245		22,734,245
	下 水 道 事 業	54,447,634		54,447,634
	計	122,343,317		122,343,317
合 計		989,540,047	943,200	990,483,247

(2) 一般会計補正予算の概要

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 市 税	231,449,903		231,449,903
2 地 方 譲 与 税	2,809,001		2,809,001
3 利 子 割 交 付 金	164,000		164,000
4 配 当 割 交 付 金	1,280,000		1,280,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,292,000		1,292,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	284,000		284,000
7 道 府 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	30,371,000		30,371,000
8 地 方 消 費 税 交 付 金	18,761,000		18,761,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	71,000		71,000
10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	909,001		909,001
11 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,234,001		6,234,001
12 地 方 特 例 交 付 金	1,028,000		1,028,000
13 地 方 交 付 税	6,777,000		6,777,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	346,000		346,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金	3,966,867		3,966,867
16 使 用 料 及 び 手 数 料	8,542,045		8,542,045
17 国 庫 支 出 金	90,647,325	42,690	90,690,015
18 県 支 出 金	19,608,891	32,525	19,641,416
19 財 産 収 入	1,533,462		1,533,462
20 寄 附 金	224,001		224,001
21 繰 入 金	15,354,084		15,354,084
22 繰 越 金	1	161,841	161,842
23 諸 収 入	29,766,048	16	29,766,064
24 市 債	58,509,100	72,300	58,581,400
歳 入 合 計	529,927,730	309,372	530,237,102

(3) 各事業の概要

一般会計

No.	局名	課所室名	事務事業名	ページ
1	保健福祉局	障害政策課	障害者施設整備事業	17
2	保健福祉局	年金医療課	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	
3	子ども未来局	保育課	特定教育・保育施設等運営事業	18
4	保健福祉局	介護保険課	介護保険事業者指定事業	
5	保健福祉局	国民健康保険課	国民健康保険事業特別会計繰出金	19
6	保健福祉局	地域保健支援課	母子保健事業（地域保健支援課）	
7	保健福祉局	地域保健支援課	母子保健健診事業	20
8	保健福祉局	食品・医薬品安全課	食品衛生事業（食品・医薬品安全課）	
9	都市局	東日本交流拠点整備課	桜木駐車場用地活用事業	21
10	都市局	浦和東部まちづくり事務所	浦和東部・岩槻南部地域整備推進事業	
11	教育委員会事務局	学校施設課	小学校校舎増改築事業	22

一般会計(債務負担行為)

No.	局名	課所室名	事項名	ページ
-	教育委員会事務局	学校施設課	与野本町小学校仮設校舎賃借料	22

特別会計

No.	局名	課所室名	会計名	ページ
12	保健福祉局	国民健康保険課	国民健康保険事業特別会計	22
13	保健福祉局	年金医療課	後期高齢者医療事業特別会計	23
14	保健福祉局	いきいき長寿推進課外1課	介護保険事業特別会計	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 障害者施設整備事業		補正額	18,320
局/部/課	保健福祉局/福祉部/障害政策課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/2項 障害者福祉費/3目 障害者福祉施設費	予算書P. 37	17款 国庫支出金 12,213
<事業の目的・内容> 障害者福祉施設の整備を通じて、利用者の安全を確保するとともに、安定的な障害福祉サービスの提供を図ります。			24款 市債 4,800 - 一般財源 1,307
<補正の目的・内容> 国庫補助金の基準単価が増額改定されたことに伴い、障害者福祉施設の整備を予定する案件に対して新たな単価に基づく補助金を交付し、安定的な障害福祉サービスの提供を図るため、補正を行うものです。			補正前予算額 615,750
<主な事業> 1 障害者支援施設の整備 18,320 施設入所支援のほか、地域移行を促進することができる障害者支援施設を整備する事業者に対して、整備費の一部を補助します。		[参考] 事業スケジュール ・平成29年7月～8月 補助施設の決定 ・平成29年9月～ 補助事業実施 ・平成30年3月 補助事業完了	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 後期高齢者医療事業特別会計繰出金		補正額	5,641
局/部/課	保健福祉局/福祉部/年金医療課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/3項 老人福祉費/2目 老人福祉費	予算書P. 37	- 一般財源 5,641
<事業の目的・内容> 後期高齢者医療事業特別会計における、事務に要する経費及び法律等に基づく負担金について、一般会計から繰出しを行います。			
<補正の目的・内容> 後期高齢者医療制度の改正に伴い、制度周知用リーフレットを同封し、被保険者証を送付するため、一般会計からの繰出金について、補正を行うものです。			補正前予算額 10,234,960
<主な事業> 1 後期高齢者医療事業特別会計への繰出し 5,641 被保険者証送付経費の増額分について、一般会計から後期高齢者医療事業特別会計に繰出しを行います。		[参考] 事業スケジュール ・平成29年度中 後期高齢者医療事業特別会計に繰出し	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特定教育・保育施設等運営事業		補正額	16,307
局/部/課	子ども未来局/幼児未来部/保育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/3目 児童福祉施設費	予算書P. 37	17款 国庫支出金 14,676
<事業の目的・内容> 特定教育・保育施設(私立認可保育所、認定こども園、私立幼稚園)及び特定地域型保育事業(小規模保育等)の安定した運営及び入所児童の処遇向上を図るため、保育の実施に係る経費の給付及び多様な保育ニーズに対応した各種補助事業に係る経費の助成を行います。			- 一般財源 1,631
<補正の目的・内容> 保育人材の確保及び就業継続支援の取組を強化するため、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業に係る利用料金の貸付けの実施に要する経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	20,031,692
<主な事業> 1 保育士の子どもの預かり支援利用料金貸付事業 16,307 保育所等で勤務している未就学児を持つ保育士を対象に、子どもの預かり支援事業に係る利用料金の貸付けを実施する市社会福祉協議会に対し、貸付原資と事務費の助成を行います。		[参考] 事業スケジュール ・平成29年8月 補助金交付申請 補助金交付	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 介護保険事業者指定事業		補正額	912
局/部/課	保健福祉局/福祉部/介護保険課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/6項 介護保険費/1目 介護保険費	予算書P. 37	17款 国庫支出金 912
<事業の目的・内容> 介護保険サービス提供事業者が適切なサービスを実施し、利用者が快適に介護サービスを利用できるよう、介護保険法及び関係政省令等に基づき、介護保険サービス事業者を指定・指導します。また、さいたま市の地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、さいたま市地域密着型サービス運営委員会を開催します。			
<補正の目的・内容> 介護職員処遇改善加算の制度改正に伴い、審査業務の増加が見込まれることから、審査業務における必要な職員体制を確保するための経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	287
<主な事業> 1 審査業務体制の確保 912 制度改正により審査業務の増加が見込まれることから、審査業務を滞りなく実施するために、臨時職員を任用します。		[参考] 事業スケジュール ・平成29年7月 事業実施 ・平成30年3月 事業完了	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 国民健康保険事業特別会計繰出金		補正額	50,265
局/部/課	保健福祉局/福祉部/国民健康保険課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/8項 国民健康保険費/1目 国民健康保険費	予算書P. 37	- 一般財源 50,265
<事業の目的・内容> 国民健康保険事業を行うに当たっての事務経費、人件費、出産育児一時金の費用の一部などの諸経費について、一般会計から繰出しを行います。			
<補正の目的・内容> 後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金が当初の見込みを上回り、歳出に対する歳入の不足が見込まれるため、一般会計からの繰出金について、補正を行うものです。		補正前予算額	7,844,639
<主な事業> 1 国民健康保険事業特別会計への繰出し 50,265 後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の不足額について、一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰出しを行います。		[参考] 事業スケジュール ・平成29年度中 国民健康保険事業特別会計に繰出し	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 母子保健事業（地域保健支援課）		補正額	38,827
局/部/課	保健福祉局/保健所/地域保健支援課	〔財源内訳〕	
款/項/目	4款 衛生費/1項 保健衛生費/2目 予防費	予算書P. 37	18款 県支出金 32,525 - 一般財源 6,302
<事業の目的・内容> 専門的母子保健活動として、児童虐待発生防止のため、妊娠中から切れ目のない母子の支援を行います。 また、不妊に悩む夫婦に対し、相談や情報提供を行うとともに、特定不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。			
<補正の目的・内容> 埼玉県の不妊治療支援に関する新制度に対応し、不妊に悩む夫婦に対し更なる負担の軽減を図るため、現行の特定不妊治療費助成事業に加えて実施する事業の経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	267,042
<主な事業> 1 2人目以降特定不妊治療費助成事業 9,368 第2子以降の特定不妊治療を受けた方(妻年齢43歳未満)に対し、治療費の助成を行います。		[参考] 事業スケジュール ・平成29年7月 市民及び医療機関への周知 ・平成29年8月 各事業の開始	
2 早期不妊治療費助成事業 12,102 特定不妊治療を受けた方(妻年齢35歳未満)に対し、治療費の助成を行います。			
3 早期不妊検査費助成事業(こうのとりの健診推進事業) 17,357 夫婦共に不妊検査を受けた方(妻年齢43歳未満)に対し、不妊症のための検査費用の助成を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 母子保健健診事業		補正額	28,930
局/部/課	保健福祉局/保健所/地域保健支援課	〔財源内訳〕	
款/項/目	4款 衛生費/1項 保健衛生費/2目 予防費	17款 国庫支出金	13,750
		- 一般財源	15,180
<事業の目的・内容> 母子保健法に基づき、母子保健の向上を図るため、妊産婦や乳幼児及びその保護者を対象とする各種保健事業、保健指導、健康診査等を実施します。		補正前予算額	
<補正の目的・内容> 国の産婦健康診査に関する新制度に対応し、出産後間もない時期の産婦に対する産婦健康診査事業を実施する経費について、補正を行うものです。		1,531,547	
<主な事業> 1 産婦健康診査事業 28,930 [参考] 事業スケジュール ・平成29年7月～9月 市民周知及び医療機関と契約 医療機関への研修等の実施 ・平成29年10月 産婦健康診査の開始 契約医療機関外受診者への償還払の開始 産後ケアとの連携及び保健師等による事後フォローの開始 出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)を県内産婦人科医療機関等との委託契約により実施するとともに、医療機関との連携を強化し、必要な支援に結び付けます。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 食品衛生事業(食品・医薬品安全課)		補正額	1,139
局/部/課	保健福祉局/保健部/食品・医薬品安全課	〔財源内訳〕	
款/項/目	4款 衛生費/1項 保健衛生費/5目 環境衛生費	17款 国庫支出金	1,139
		補正前予算額	
<事業の目的・内容> 食品検査の信頼性確保のための外部精度管理への参加、食品事業者の自主衛生管理の向上への支援、国及び都道府県政令指定都市等の諸機関との連絡調整、所管法令等に係る情報収集を行います。		2,718	
<補正の目的・内容> 食品事業者に対して、衛生管理の強化を図るための手法であるHACCP(ハサップ)の普及や導入を加速するため、HACCP導入実証事業を行うための経費について、補正を行うものです。			
<主な事業> 1 HACCP導入支援のための講習会、現地指導等の実施 1,139 [参考] 事業スケジュール ・平成29年度中 講習会及び現地指導等の実施 食品事業者に対する講習会や現地指導等を行うとともに、関係者による協議会の開催を通じて、HACCPの普及や導入を図ります。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 桜木駐車場用地活用事業		補正額	23,847								
局/部/課	都市局/都心整備部/東日本交流拠点整備課	〔財源内訳〕									
款/項/目	8款 土木費/4項 都市計画費/2目 都市整備費	予算書P. 39	- 一般財源 23,847								
<事業の目的・内容> 市営桜木駐車場用地において、宿泊施設及びMICE施設等の誘致を推進することで、当該用地の一層の有効活用を図るとともに、ヒト・モノ・情報の対流を創出し、本市のプレゼンスやブランド力の向上、及び地域の活性化を図ります。											
<補正の目的・内容> 市営桜木駐車場用地において、国の基準を超えるふっ素の値が検出されたことを受け、周辺住民の安全を確保するため、基準値超過が確認された土壌の掘削除去工事に要する経費について、補正を行うものです。		補正前予算額 30,474									
<主な事業> 1 土壌掘削除去工事 23,847 [参考] 市営桜木駐車場用地の周辺住民の安全を確保するため、ふっ素の基準値超過が確認された土壌を掘削除去します。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">事業スケジュール</td> </tr> <tr> <td>・平成29年8月</td> <td>工事契約</td> </tr> <tr> <td>・平成29年10月</td> <td>現場施工(掘削除去)</td> </tr> <tr> <td>・平成29年12月</td> <td>工事完了</td> </tr> </table>				事業スケジュール		・平成29年8月	工事契約	・平成29年10月	現場施工(掘削除去)	・平成29年12月	工事完了
事業スケジュール											
・平成29年8月	工事契約										
・平成29年10月	現場施工(掘削除去)										
・平成29年12月	工事完了										

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 浦和東部・岩槻南部地域整備推進事業		補正額	3,208								
局/部/課	都市局/まちづくり推進部/浦和東部まちづくり事務所	〔財源内訳〕									
款/項/目	8款 土木費/6項 土地区画整理費/1目 土地区画整理費	予算書P. 39	- 一般財源 3,208								
<事業の目的・内容> 本市の副都心としてふさわしい良好な市街地の整備を行うため、都市再生機構が施行する浦和東部第二地区及び岩槻南部新和西地区の土地区画整理事業へ支援を行うとともに、みその都市デザイン協議会運営支援業務等を実施します。											
<補正の目的・内容> 本市と都市再生機構の間で、土地売買仮契約を締結している浦和東部第二地区及び岩槻南部新和西地区内の公益的施設用地について、引渡し後に土地の維持管理を行う必要があることから、補正を行うものです。		補正前予算額 785,765									
<主な事業> 1 公益的施設用地の維持管理 3,208 [参考] 公益的施設用地を管理するに当たり、施設賠償責任保険に加入するとともに、用地内の立ち入りを防ぐための柵の設置及び環境維持のための除草業務を行います。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">事業スケジュール</td> </tr> <tr> <td>・平成29年6月</td> <td>土地売買契約議案提出</td> </tr> <tr> <td>・平成29年7月</td> <td>土地売買契約締結、土地の引渡し 施設賠償責任保険の契約締結 用地柵設置工事の発注</td> </tr> <tr> <td>・平成29年9月</td> <td>除草業務の発注</td> </tr> </table>				事業スケジュール		・平成29年6月	土地売買契約議案提出	・平成29年7月	土地売買契約締結、土地の引渡し 施設賠償責任保険の契約締結 用地柵設置工事の発注	・平成29年9月	除草業務の発注
事業スケジュール											
・平成29年6月	土地売買契約議案提出										
・平成29年7月	土地売買契約締結、土地の引渡し 施設賠償責任保険の契約締結 用地柵設置工事の発注										
・平成29年9月	除草業務の発注										

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校校舎増改築事業		補正額	121,976																			
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕																				
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	23款 諸収入	16																			
	予算書P. 39	24款 市債	67,500																			
<事業の目的・内容> 児童数の増加により教室不足が見込まれる学校について、校舎の増築を行います。また、「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、学校施設の改築及び大規模改修を推進します。		- 一般財源	54,460																			
		補正前予算額	396,450																			
<補正の目的・内容> 与野本町小学校の北校舎と周辺の公共施設を複合化するため、エレベーター棟の設置や事前調査に要する経費について、補正を行うものです。また、工事期間中の教育環境を確保するため、仮設校舎のリースに要する経費について、債務負担行為を設定するものです。																						
<主な事業> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1 エレベーター棟の設置等の実施 92,943 複合施設整備に向けエレベーター棟設置等を行います。 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">[参考]</td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> 事業スケジュール ・平成29年10月～平成30年3月 エレベーター棟・仮設校舎設置、事前調査等 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 2 近隣家屋事前調査等の実施 29,033 既存校舎解体に向け近隣家屋事前調査等を行います。 </td> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> ・平成30年4月～平成30年9月 北校舎、給食室、渡り廊下解体工事 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 3 仮設校舎の設置に伴う債務負担行為の設定 </td> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> ・平成30年10月～平成33年3月 複合施設建設工事及び大規模改修工事 </td> </tr> </table>					1 エレベーター棟の設置等の実施 92,943 複合施設整備に向けエレベーター棟設置等を行います。	[参考]	事業スケジュール ・平成29年10月～平成30年3月 エレベーター棟・仮設校舎設置、事前調査等	2 近隣家屋事前調査等の実施 29,033 既存校舎解体に向け近隣家屋事前調査等を行います。		・平成30年4月～平成30年9月 北校舎、給食室、渡り廊下解体工事	3 仮設校舎の設置に伴う債務負担行為の設定		・平成30年10月～平成33年3月 複合施設建設工事及び大規模改修工事									
1 エレベーター棟の設置等の実施 92,943 複合施設整備に向けエレベーター棟設置等を行います。	[参考]	事業スケジュール ・平成29年10月～平成30年3月 エレベーター棟・仮設校舎設置、事前調査等																				
2 近隣家屋事前調査等の実施 29,033 既存校舎解体に向け近隣家屋事前調査等を行います。		・平成30年4月～平成30年9月 北校舎、給食室、渡り廊下解体工事																				
3 仮設校舎の設置に伴う債務負担行為の設定		・平成30年10月～平成33年3月 複合施設建設工事及び大規模改修工事																				
<債務負担行為> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>与野本町小学校仮設校舎賃借料</td> <td>平成29年度から平成32年度まで</td> <td>385,927</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>385,927</td> </tr> </tbody> </table>					事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	与野本町小学校仮設校舎賃借料	平成29年度から平成32年度まで	385,927	0	0	0	385,927
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳																			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																
与野本町小学校仮設校舎賃借料	平成29年度から平成32年度まで	385,927	0	0	0	385,927																

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 国民健康保険事業特別会計		補正額	91,956										
局/部/課	保健福祉局/福祉部/国民健康保険課	〔財源内訳〕											
予算書P. 47		2款 国庫支出金	37,478										
<事業の目的・内容> 国民健康保険の加入者が病気やけがをした場合の給付(自己負担を除く費用の支払)や、加入者が出産又は死亡した場合の一時金の支給を行います。また、特定健診など、加入者の健康の保持増進に役立つ事業を行います。		3款 療養給付費等交付金	4,213										
		8款 繰入金	50,265										
<補正の目的・内容> 平成29年8月から高額療養費の算定基準が一部改正となるため、現行システムの改修経費について、補正を行うものです。また、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金が当初の見込みを上回るため、不足額について補正を行うものです。		補正前予算額	133,645,000										
<主な事業> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1 システム改修 4,860 平成29年8月から70歳以上の高額療養費の算定基準が改正されるため、改正内容を反映するシステム改修を行います。 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">[参考]</td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> 事業スケジュール システム改修 ・平成29年7月～9月 システム改修の実施 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 2 後期高齢者支援金 45,587 平成29年度の納付額の決定に伴い、後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金へ支払います。 </td> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> 後期高齢者支援金・前期高齢者納付金 ・平成29年度(毎月) 社会保険診療報酬支払基金への支払 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 3 前期高齢者納付金 41,509 平成29年度の納付額の決定に伴い、前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金へ支払います。 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					1 システム改修 4,860 平成29年8月から70歳以上の高額療養費の算定基準が改正されるため、改正内容を反映するシステム改修を行います。	[参考]	事業スケジュール システム改修 ・平成29年7月～9月 システム改修の実施	2 後期高齢者支援金 45,587 平成29年度の納付額の決定に伴い、後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金へ支払います。		後期高齢者支援金・前期高齢者納付金 ・平成29年度(毎月) 社会保険診療報酬支払基金への支払	3 前期高齢者納付金 41,509 平成29年度の納付額の決定に伴い、前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金へ支払います。		
1 システム改修 4,860 平成29年8月から70歳以上の高額療養費の算定基準が改正されるため、改正内容を反映するシステム改修を行います。	[参考]	事業スケジュール システム改修 ・平成29年7月～9月 システム改修の実施											
2 後期高齢者支援金 45,587 平成29年度の納付額の決定に伴い、後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金へ支払います。		後期高齢者支援金・前期高齢者納付金 ・平成29年度(毎月) 社会保険診療報酬支払基金への支払											
3 前期高齢者納付金 41,509 平成29年度の納付額の決定に伴い、前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金へ支払います。													

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 後期高齢者医療事業特別会計		補正額	5,641
局/部/課	保健福祉局/福祉部/年金医療課	〔財源内訳〕	
予算書P.	61	2款 繰入金	5,641
<事業の目的・内容> 75歳以上の方と、一定の障害があると認定された65歳以上の方を対象とした医療保険制度である後期高齢者医療制度について、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合と分担し、制度の円滑な運営のための事務を行います。			
<補正の目的・内容> 後期高齢者医療制度の改正に伴い、制度周知用リーフレットを同封し、被保険者証を送付するため、必要な経費について、補正を行うものです。			
		補正前予算額	22,057,000
<主な事業> 1 被保険者証の送付 5,641 [参考] 制度周知用リーフレットを同封し、被保険者証を送付 事業スケジュール します。 ・平成29年7月 被保険者証の送付			

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 介護保険事業特別会計		補正額	536,231
局/部/課	①保健福祉局/福祉部/いきいき長寿推進課	〔財源内訳〕	
局/部/課	②保健福祉局/福祉部/介護保険課	7款 繰越金	536,231
予算書P.	75		
<事業の目的・内容> 介護保険料の賦課・徴収、要介護認定、介護保険サービス利用に対する保険給付等の事務を行い、制度の円滑な運営を図ります。また、地域支援事業として、要介護認定者となることを予防する介護予防事業や地域包括支援センターの設置・運営及び要介護者又は家族介護者を支援する事業を行います。			
<補正の目的・内容> 平成28年度に国、県及び社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた負担金・交付金について額が確定したことから、超過交付分を償還するため、補正を行うものです。			
		補正前予算額	82,493,000
<主な事業> 1 介護給付費負担金等の償還 536,231 [参考] 平成28年度に国、県及び社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた負担金・交付金について、超過交付分を償還します。 事業スケジュール ・平成29年9月 社会保険診療報酬支払基金へ超過交付分を償還 ・平成30年3月 国及び県へ超過交付分を償還			

この冊子は430部作成し、1部当たりの印刷経費は、72円（概算）です。